

令和3年9月

警察庁 交通局 御中

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

交通反則金に係る電子納付の推進について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界においては、税・公金収納業務は、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域との認識から、この効率化・電子化に向けた検討・取組みを行っております。

2018年3月には、政府の「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、幅広い分野の関係者を招聘して意見交換等を行うべく、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下、勉強会）を設置し、以降、官民が連携して行う取組みについて検討・整理を行ってまいりました¹。毎年3月の「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」の取りまとめにあたっては、ご協力を賜っており、改めて厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて、わが国では昨年度から官民を挙げて書面・押印・対面主義の見直しを進めておりますが、感染症の影響が長期化する中、国民の生命・健康を維持するためにも、引き続き不断の取組みが必要であると認識しております。

この点、税・公金の電子納付は、納付者にとっては、自宅等から時間や場所を気にせず行うことができるほか、金融機関および行政機関にとっては、窓口における現金の授受や3密の発生を回避し、納付済通知書の現物授受を削減できるものです。すなわち、税・公金の電子納付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組み

¹ 勉強会における検討結果については、事務局である全国銀行協会のウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>) に公表している。

そのものであり、ポストコロナ／ウィズコロナ時代の新しい生活様式の実践に寄与するものであります。

本件は、政府においても政策課題となっており、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において「財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁（IT室）その他の関係省庁は、金融機関等と協議し、電子納付（効率的な他の納付方法を含む。）の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。」とされております。

以上を踏まえ、交通反則金に係る電子納付の推進について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

交通反則金については、従来、金融機関窓口でしか納付が行えなかったところ、令和2年12月に「反則金の多様な支払手段を速やかに実現するための効果的なシステム構築の在り方に関する調査」が開始され、令和3年6月28日の「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一部の県においてインターネットバンキングやATMから専用口座への振込納付の取扱いが始まっている。

貴庁におかれては、これらの事例を足掛かりとして、実施地域を順次拡大する方針であるところ、金融界としては、交通反則金の電子納付導入の早期実現を以前から要望してきたこともあり、こうした取組みを歓迎している。

一方、上記振込納付のスキームは、警察署等における消込作業に相当の負担があるものと理解している。また、依然として、手書きの反則金納付書が存在するところ、この処理は金融機関において異例対応となることから、繁忙時には、他の取引で来訪した顧客の待ち時間が長くなる等の影響が生じている。また、都道府県毎の反則金納付書の仕分けや手計算が金融機関の事務負担となっている。

内閣府「令和3年版交通安全白書」によれば、令和2年中における車両等の道路交通法違反（点数告知に係る違反を除く）の取締り件数は、約575万件であり、減少傾向にあるものの、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、キャッシュレス化を推進すべきとされている支払い件数の基準「年間1万件以上」を大きく上回るものである。

貴庁におかれては、国民の利便性向上や行政機関・金融機関の事務効率化（消込作業の軽減、納付済み通知の処理負荷軽減）を図るべく、振込納付に留まらず、その他の電子的な納付手段（スマートフォン決済・クレジットカード決済・ペイジー等）の提供に向けて、積極的な検討を継続いただきたい。

以上